

## ■ 第104期（平成30年3月期）貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。  
有価証券運用を主目的としない金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 7年～50年  
その他 3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は938百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によるものであります。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から費用処理  
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。  
①制度全体の積立状況に関する事項（平成29年3月31日現在）  
年金資産の額 1,634,392百万円  
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,793,308百万円  
差引額 △158,915百万円  
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合  
平成29年3月31日現在 0.4320%  
③補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高214,616百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金82百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によるものであります。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によるものであります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,012百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円

- 有形固定資産の減価償却累計額 8,099百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両、電子計算機等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は270百万円、延滞債権額は6,486百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8百万円あります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,288百万円あります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は8,054百万円あります。  
なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,147百万円あります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 8,933百万円  
預 け 金 15,089百万円  
担保資産に対応する債務  
預 金 1,029百万円  
借 入 金 8,125百万円  
上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金10,000百万円を差し入れております。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は310百万円あります。
- 出資1口当たりの純資産額 20,184円75銭
- 金融商品の状況に関する事項  
(1)金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っており、市場の金利変動等に伴うリスクに晒されております。このようなリスクを適切にコントロールして安定的な収益を確保するため、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。  
その一環として、デリバティブ取引も行っております。  
(2)金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内の

- お客様に対する貸出金、及び有価証券です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び価格の変動リスクに晒されております。
- 外貨建有価証券は為替の変動リスクに晒されており、その一部について先物為替予約取引等を行うことにより、当該リスクを回避しております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、金利リスク及び流動性リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制  
金融商品に係るリスクのうち主なものとして、「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」があります。当金庫はこれらのリスクに対し、「統合的リスク管理方針」及びリスク・カテゴリごとのリスク管理方針を定め、リスクのコントロール及び削減に努めております。  
なお、リスク量及び損失額を一定の範囲に抑え、経営の健全性を確保するために、必要に応じて、取扱う業務やリスク・カテゴリごとに、それぞれに見合った適切なリスク限度枠を設定して管理しております。
- ①信用リスクの管理  
当金庫は、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する諸規程類に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、その管理状況について定期的に理事会等を開催し、審議・報告されております。  
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理  
市場リスクには、「金利リスク」、「為替リスク」、「価格変動リスク」等がありますが、これらのリスクに対しては、相互牽制機能、検証機能等の発揮を重視した組織体制を整備し、経営体力に見合った各種限度枠の設定、適切な評価、モニタリングを行っております。  
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、「デリバティブ管理規程」及び「ヘッジ会計適用に係る取扱規程」に基づき実施しております。  
当金庫では、時価を把握することが極めて困難な株式等を除く有価証券、買入金銭債権、デリバティブ取引（以下「有価証券等」という。）、預け金、延滞債権を除く貸出金、借入金及び預金積金（以下「預貸金等」という。）、金銭の信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。  
当金庫のVaRは分散共分散法（観測期間1年、有価証券等の保有期間3カ月、預貸金等の保有期間1年、信頼区間99.0%）およびヒストリカル・シミュレーション法（観測期間5年、金銭の信託の保有期間1年、信頼区間99.0%）により算出しており、平成30年3月31日現在で当金庫の市場リスク量は、全体で3,289百万円です。  
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測し



## 第104期(平成30年3月期)貸借対照表の注記

ており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。そのために、様々な危機的状況を想定しリスク量を計測するストレス・テストも併せて実施し、市場リスクの適切な管理を行っております。

なお、当金庫では、VaRの計算方法の信頼性を確認するために、バックテストを実施しており、計測手法の適切性等について検証しております。

### ③流動性リスクの管理

流動性リスクに対しては、流動性リスク管理部門、資金繰り管理部門及び流動性リスク管理関係部門の連携を密にしているほか、「流動性リスク・リミット」を設定し適切な資金管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

### 30.金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)を参照ください)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	210,533	210,727	194
(2)買入金銭債権	206	206	-
(3)金銭の信託	20,132	20,132	-
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	2,500	2,442	△57
その他の有価証券	225,071	225,071	-
(5)貸出金(*1)	299,790		
貸倒引当金(*2)	△5,172		
	294,617	300,827	6,210
金融資産計	753,061	759,408	6,346
(1)預金積金	702,740	702,833	92
(2)借入金	8,125	8,126	1
金融負債計	710,866	710,960	94

(\*1)貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### (注1)金融商品の時価等の算定方法

#### 金融資産

#### (1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

#### (2)買入金銭債権

ブローカーレート、又は一定期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを市場金利(国債金利もしくはLIBOR、Swap)で割り引いた価額から、貸出金に準じて算出した信用リスク相当分を控除しております。

#### (3)金銭の信託

受託信託銀行が算出した価格によっております。

#### (4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価額によっております。

保証付私債は、一定期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを市場金利(国債金利もしくはLIBOR、Swap)で割り引いた価額から、貸出金に準じて算出した信用リスク相当分を控除した価額としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31.から32.に記載しております。

#### (5)貸出金

貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、割引手形、手形貸付、当座貸越については貸出金計上額

③①②以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

④①②③以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、Swap)で割り引いた価額

#### 金融負債

#### (1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

#### (2)借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、返済期限が1年以内の借入金は帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10
非上場株式	86
買入金銭債権	200
合 計	296

(\*1)上記の金融商品については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの
預け金	70,014	110,075	-	-	30,444
貸出金	57,045	96,548	58,468	56,729	30,998
有価証券					
満期保有目的の債券	-	1,000	500	1,000	-
その他の有価証券のうち満期があるもの	52,934	106,079	33,651	27,497	-
合 計	179,993	313,702	92,620	85,227	61,443

預け金のうち流動性預け金、貸出金のうち期末に返済期限を超過しているもの、破綻懸念先債権、実質破綻先債権、破綻先債権等及び当座貸越は期間の定めのないものとしております。「その他の有価証券」には「買入金銭債権」が含まれております。

(注4)預金積金及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの
預金積金	269,212	44,342	5	35	389,144
借入金	8,000	27	47	49	-
合 計	277,212	44,370	53	84	389,144

預金積金のうち流動性預金及び期末に満期を超過しているものは期間の定めのないものとしております。

31.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」、「買入金銭債権」が含まれております。以下32.まで同様であります。

#### 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	500	505	5
	そ の 他	-	-	-
小 計	500	505	5	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	そ の 他	2,000	1,937	△62
小 計	2,000	1,937	△62	
合 計		2,500	2,442	△57

#### その他の有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	169,848	167,062	2,785
	国 債	85,589	83,905	1,683
	地 方 債	30,453	29,847	605
	短期社債	-	-	-
	社 債	53,805	53,309	495
	そ の 他	18,042	17,743	299
小 計	187,890	184,806	3,084	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-
	債 券	5,362	5,370	△7
	国 債	-	-	-
	地 方 債	349	349	△0
	短期社債	-	-	-
	社 債	5,013	5,020	△7
そ の 他	31,824	33,549	△1,725	
小 計	37,186	38,919	△1,733	
合 計		225,077	223,726	1,351

32.当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	943	6	17
債 券	25,116	95	8
国 債	24,958	95	8
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	157	0	-
そ の 他	28,806	530	713
合 計	54,865	633	739

33.運用目的の金銭の信託は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	13,000	-

34.満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

35.その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	7,132	7,000	132	4,132	3,000

36.消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の「国債」に21,336百万円含まれております。

37.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は105,408百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが52,016百万円あります。

38.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

#### 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,514百万円
賞与引当金損金算入限度額超過額	90百万円
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	92百万円
減価償却費損金算入限度額超過額	104百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	60百万円
その他	687百万円
繰延税金資産小計	2,550百万円
評価性引当額	△778百万円
繰延税金資産合計	1,761百万円
繰延税金負債	
その他の有価証券評価益	852百万円
繰延税金負債合計	852百万円
繰延税金資産の純額	908百万円